

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

韓国投資証券株式会社（証券コード：-）

【据置】

外貨建長期発行体格付	A-
格付の見通し	安定的
債券格付	
（保証なし）	A-
（保証付き）	AA

■格付事由

- (1) 韓国投資証券（KIS）は、韓国を拠点とする証券会社。持株会社 Korea Investment Holdings Co., Ltd.（KIH）が議決権の100%を有する。KISは、韓国を中心に投資銀行、資産運用、ブローカレッジ、トレーディング業務を行うグループの中核会社。格付は、手数料収益を中心としたバランスの取れた収益構造、韓国国内における堅固な事業基盤、潤沢な流動性、厚い自己資本などを反映している。他方、市場環境に影響を受けやすい事業であることや脆弱な海外事業基盤により制約されている。23/12期の業績は、韓国における不動産投資に対する引当金の計上などにより、純収益は前期から横ばいとなった。24/12期上半期の収益は改善傾向にあり、引当金は大幅に減少していることから、通年の業績は比較的堅調に推移するとみている。
- (2) KIHは、03年に Dongwon Finance Co., Ltd.として設立され、同年韓国証券取引所に上場後、05年に現在のKIHに改名した。KISは05年に買収され、Dongwon Securities Co., Ltd.と合併し現在の形となった。グループは、KIS以外にも貯蓄銀行、クレジットファイナンス、プライベート・エクイティなどの子会社を有しており、グループの一体性は強く金融のフルサービスを提供することが可能である。また、デジタル化の促進を図っており、KISは韓国最大のネットバンクであるカカオバンクの株式27.2%を保有し、証券事業とのシナジー効果を生んでいる。また、ネットバンクのトスバンクや商業銀行のウリィ銀行の持分を保有するなど、銀行とのパートナーシップを積極的に行っている。現在まで、グループは純利益の約95%を韓国国内から上げており、海外事業基盤の拡大を促進している。世界8カ国に13拠点を有しており、米国および香港では投資銀行業務を行い、ベトナムおよびインドネシアではブローカレッジ業務を展開している。グローバル化戦略の促進が収益の地理的分散化につながることから、JCRはその進捗を注視していく。
- (3) ブローカレッジを中心とした手数料収益がKISの収益力の源泉となっている。また、投資銀行業務や資産運用業務の手数料収益に対する貢献度も比較的高く、バランスの取れた収益構造となっている。人件費が比較的抑制されており、経費率が低いことも収益力に貢献している。ROEなどの収益性は高い水準にあり、資本の効率性なども高い。ただし、収益の大宗を韓国国内から上げており、グローバル化による収益の拡大と地理的分散が課題である。23/12期の純営業収益は、韓国における不動産投資を目的としたプロジェクトファイナンスに対する引当金の拡大などにより、前期から横ばいの1.4兆ウォンとなった。24/12期上半期の純営業収益は前年同期より拡大しており、引当金は大幅に減少していることから、金融市場に大きな混乱がなければ、通年の業績は比較的堅調に推移するとJCRはみている。
- (4) 23/12期末のNet Capital Ratio（NCR）は2,105.7%と当局に課される最低基準100%を十分に上回る厚い資本を有している。また、同期末のレバレッジ比率も660.2%と当局に課される最大基準1,100%を大きく下回っている。23/12期末のLiquidity Ratioは118.6%と当局から課される最低基準100%を上回っているだけでなく、未使用の銀行からのクレジットラインを有しており、流動性は潤沢である。

（担当）利根川 浩司・岩崎 晋也

■ 格付対象

発行体：韓国投資証券株式會社（Korea Investment & Securities Co., Ltd.）

【据置】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	A-	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第2回円貨社債（2023）	16億円	2023年7月21日	2025年1月21日	1.36%	A-
第3回円貨社債（2023）	11億円	2023年7月21日	2025年7月22日	1.53%	A-
第4回円貨社債（2023）	60億円	2023年7月21日	2026年7月21日	2.25%	A-
第5回円貨社債（2024）	100億円	2024年7月11日	2025年7月11日	0.97%	A-

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
株式会社三井住友銀行保証第1回円貨社債（2023）	50億円	2023年7月21日	2025年7月22日	0.48%	AA

（信用補完）株式会社三井住友銀行保証

【参考】

発行体：株式会社三井住友銀行

長期発行体格付：AA

見通し：安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年8月9日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：利根川 浩司
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2024年2月1日）、「証券」（2014年5月8日）、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」（2022年9月1日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 韓国投資証券株式会社（Korea Investment & Securities Co., Ltd.）
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル